

別府市制100周年記念冠事業に関する募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、別府市制100周年を記念して、これからの本市の飛躍につなげることを目的として、「別府市制100周年記念プレ事業」または、「別府市制100周年記念事業」の冠名を付して実施する事業（以下「冠事業」という。）を募集することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 冠事業を申請することができる事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公益法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他法人格を有するもので公益活動を行う者
- (2) 公共的団体又はこれらに準ずる団体（宗教法人及び政治団体を除く。）
- (3) 市民の福祉又は文化の向上、地域振興その他本市の発展に寄与しようとする市民団体
- (4) 国または別府市以外の地方公共団体
- (5) 前各号に掲げる団体のほか、委員長が適当と認める者

(対象事業)

第3条 冠事業の対象となる事業は、令和5年8月1日から令和7年3月31日までの期間に実施される事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別府市制100周年記念事業基本方針に則したもの
- (2) 実施場所が別府市内であり、多くの市民が参加できるもの
- (3) 営利又は商業宣伝を主たる目的としないもの
- (4) 特定の思想若しくは信条の普及又は政治的活動を目的としないもの
- (5) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が関与していないもの
- (6) 公序良俗に反しないもの又はそのおそれがないもの
- (7) 法令等に違反しないもの又はそのおそれがないもの

(事業の申請)

第4条 冠事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、冠名の使用を開始する日の30日前までに、次の各号の申請書類を別府市制100周年記念事業実行委員会委員長（以下、「委員長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

1. 別府市制100周年記念冠事業承認申請書（様式第1号）
2. 団体の概要、構成等を明らかにできる書類
3. イベント等に係る収支予算書
4. その他委員長が必要と認める書類

(事業の承認)

第5条 委員長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、その可否を決定し、別府市制100周年記念冠事業承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 委員長は、前条の承認に当たり、必要な条件を付することができる。

(事業中止等の届出)

第6条 第4条の承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、その承認を受けた後に事業の中

止又は事業内容を変更しようとするときは、直ちに別府市制100周年記念冠事業変更承認申請書（様式第3号）を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

（承認の取消し）

第7条 委員長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第4条の承認を取り消すことができる。

- （1）この要項に反し、又は違反するおそれがあるとき
- （2）偽りその他不正の手段により承認を受けたとき
- （3）委員長が不相当と認めたとき

（実績報告）

第8条 事業者は、冠事業終了後30日以内に別府市制100周年記念冠事業実績報告書（様式第4号）を委員長に提出しなければならない。

（冠名）

第9条 冠名を令和5年度は「別府市制100周年記念プレ事業」、令和6年度は「別府市制100周年記念事業」とする。

（その他）

第10条 この要項に定めるもののほか、冠付けに関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和5年4月13日から施行する。
- 2 この要項は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、令和7年4月30日までの間、なおその効力を有する。